

令和3年度（通年）熊本大学独自制度による授業料免除申請の流れ図

- 【注】1. 通年申請者で、前期の申請時点（4月1日）から、後期の申請時点（10月1日）の間で、申請内容に変更が生じた場合は、変更内容に応じた書類を提出する必要があります。また、変更内容に応じて前期に1次申請で入力した内容の変更入力が必要ですので、後期1次申請（システム入力）の期間に修正入力を行ってください。
2. すでに修学支援新制度（以下、「新制度」という）の給付奨学生に採用された人については、毎年7月頃に申請時に提出されたマイナンバーに基づいて、日本学生支援機構で家計基準による再審査を実施し、その結果によって10月から翌年9月までの支援区分（免除区分）の見直しが行われます。
3. 支援区分（免除区分）の見直しの結果、令和元年度に熊本大学独自の授業料免除（以下、「大学独自制度」という）の申請をした経過措置対象者については、見直し後の新制度の支援区分が区分Ⅰ（全額免除）以外であった場合、大学独自制度での審査も行われ、その判定結果と見直し後の新制度の支援区分を比較して有利な方の免除結果を適用します。

